論文審査の要旨及び担当者

論文題名

中国古代帝国の交通と権力一符による権力構造論ー

論文審査の要旨

本論文は秦漢時期の中国古代帝国の権力構造を、交通の通行証である割り符の「符」に注目して詳しく論じたものである。従来日本における中国古代帝国史の研究は、秦漢帝国の形成と構造をめぐって活発に進められてきたが、本論文は交通と権力に視点を置いた点が斬新であり、注目に値する。交通といってもたんなる道路史の研究でなく、戦国時代の古代国家の時代から統一帝国が形成されていく歴史の過程で、国家権力が交通上の規制をどのように行っていたのかを考察するなかで、権力と交通の関係を見いだしていった。国家権力による交通上の規制とは、本来的には関所、津(河川の渡し)、国境の長城などにおいて実施され、そこを通過する際に必要な符は通行規制を解除する機能をもつものであった。

本論の序章では、まず符に注目した理由を従来の研究史をまとめながら説明する。論者は地 域を越えて移動する人々の実態と皇帝権力の関係の追究を主たる課題とした。たしかに従来の 中国古代帝国史研究では、皇帝と隷属的に固定された農民との関係や、皇帝と農民の構成する 共同体との関係に焦点が当てられ、移動する人々については、農民反乱や商業者の行動などに 限られてきた側面があったが、論者の意欲的な課題は、新しい研究の方向として評価できる。 また関所や国境を越える際の権力による交通の規制自体は自明のこととして知られているも のの、符が帝国の権力構造全体に関わるという視点が持たれることはなかった。論者は符に焦 点をしぼりながらも、これまで注目されてこなかった符の多様な側面を探ることによって、交 通と権力の関係を整合的に説明しようと試みた。符の多様な側面とは、身分に関係なく関所を 通過するための出入符や符伝であり(第一章「符による権力構造論の研究射程」)、軍隊を徴発 する銅虎符であり(第二章 「出土文物から見る符節の実態」)、国境を越えた外交使節の符節 (戦 国時代の外交は第三章「帝国形成前史の符―置質剖符に支えられた戦国時代の国際秩序」、漢 帝国の時代の外交は第六章「扜関によって連結された秦漢帝国の南方交通」)であり、皇帝権 力を象徴する璽符(玉璽と符、璽符節)であり(第四章「始皇帝の巡行と符」)、皇帝が諸侯王・ 列侯を功臣として封建する符(剖符)である(第五章「漢初における符の下賜」)。符に伝(関 所通行証)、虎(軍事)、璽(皇帝の印璽)、節(皇帝の使節)などのことばと組み合わせるこ とで多様な符に広がっていくように思われる。さらに論者は既存の文献史料に加えて、新たに 出土した簡牘史料(木簡・竹簡)を積極的に活用し、既存の文献史料の限界を突破しようとし 符はそもそも左右二つに縦に分断し、切り離された一端を二者がそれぞれ持ち寄って合致させてはじめて効果を発する。切断することを意味するのが剖符(符を剖く、論者は符をわかつと読ませている)や割符(符をわかつ)であり、合致させることが合符である。二者が誰であり、その関係性が重要である。「A與(与)B剖符(AはBと符を剖く)」という言い方では、A、Bが誰であるのか、二者の権力関係に関わってくるので、注目しなければならない。論者は漢代の場合、漢の帝室と賜与者が與(与)の字で連結されるという。諸侯王・列侯符の場合、漢王劉邦が皇帝に即位したときに大々的に符が使われる。この場合Aは漢家(漢王朝を家と考えている)と表現されている。分断した符の左右の身分上の上下関係は、銅虎符の事例では、右方が君、王、皇帝で地位が高く、関所の符でも関所が右を保管し、移動者は左を携帯する。従来の研究では時代を超えた個々の符に関心は持たれても、歴史的な変化については説得ある説明はされてこなかった。古代帝国が形成する過程では、戦国国家が並立する時代から秦によって統一され、漢がそれを継承する皇帝権力の時代によって符の意味は変わっていく。論者は国符(王符・君主符)(戦国)→皇帝符(秦)→国符(漢)という図式を提起した。

戦国時代には諸国間の外交において「置質剖符」、すなわち質子(外交上の人質)と符を交換した。史料にも楚符、秦符、宋符など国名を冠した符の事例があり、これを相手国に与えることによって、その国の交通が可能となる。この符を交換する外交の方式は漢帝国と南越という外国との間にも行われていたという。外交を結ぶ場合、自国の関所を通過する国符を相手国に渡す慣習があったという指摘は興味深い。従来の研究ではいわゆる合従連衡の戦国時代の外交にあって符の交換が必要であったということなどは指摘されてこなかった。これまでも知られていたのは、相手国の道路の使用権を借りる借道の事例であり、これらを整理しながら、借道と剖符とが一体であったという指摘をした。戦国時期の諸国の国境に築かれた長城も、符の交換しない他国の侵入を阻むものであった。

皇帝が保持する璽符は、権力の象徴以上の具体像はこれまで明らかにされてこなかったが、 論者は漢の皇帝が竹使符を用いて地方の人材を中央に招聘する「徴」という制度があったと見 ている。とくに皇帝継承者である諸侯王を地方から中央に呼ぶ「徴」の場合に、中央から竹使 符を下賜しなければ往来できなかったと指摘する。

さらに始皇帝の巡行の考察から、王符が皇帝符に改められていったことを推測する。始皇帝の全国統一時に各国で不一致であった王符の長さを六寸に定めたことは、『史記』秦始皇本紀の統一事業を述べる下りで見えることであるが、その意味についてはほとんど説明されてこなかった。新たに発見された岳麓秦簡のなかに、『史記』には記載のなかった統一の年に南方の辺境を巡行していたことが記されていたことから皇帝の符について考察する。始皇帝といえども関所を通過するときには符が必要であったと推測した。これが六寸の符であったと考えている。皇帝権力を象徴する符も、象徴とは別に自ら使用する符であったという。

漢王朝における諸侯王、列侯を封建した符からわかることは、前漢帝国の郡国体制下では都長安のある首都圏の関中地域から自由に出入する特権の通行証が重要な意味をもっていたことである。とくに二〇等爵制の最高位の爵の列侯の場合、下賜された符は通行許可証であるので、爵位の授与とは一応切り離して理解すべきだという。郡県体制に基づく秦帝国とは異なり、

漢帝国は郡国制の上に成立していた。都周辺には中央集権の郡県制を置き、東方には諸侯王国を置く。さらに帝国の樹立に功績のあった功臣には列侯の爵位を数多く与えていく。そのことは自明のことであっったが、列侯に都中央の関中地域へ出入する特権を与えたことから前漢帝国の体制を説明することは論者独自の視点といえる。

最後に、漢帝国の外交に用いられた符について考察する。新出の張家山漢簡の二年律令に見える津関令のなかには五つの関所名が見え、その関所の内外は異なった行政区域であったという。その範囲は従来の首都圏の関中よりも広域であり、とくに南方に離れた抒関の存在に注目している。漢王国の発祥地を越えた長江流域の抒関までが大きな関中の首都圏と見て、南の南越国との外交の玄関と考えた。史料上でも漢王朝は符を剖ちて南越に使節を送ったとされ、ここでも外交上の符が重要な役割を果たしていることを指摘し、両国の外交では国符が交換されたという。

以上、多様な符の使用例を、丹念に歴史的に整理し、読み解いていった結果、符が中国古代帝国の構造とも密接に関わっていたことを十分明らかにしてくれた。従来爵制から中国古代帝国の構造論にせまる先行研究はあったが、交通規制の解除の機能を持つ符が重要な意味を持っていたことを明らかにしてくれた本研究は、そうした従来の研究にも匹敵するものであり、十分博士論文の水準に達していると判断した。

論文審査主査 鶴間和幸 教授

武内房司 教授

阿 部 幸 信 特別非常勤講師

(中央大学教授)